



2013年度最終号(第4号) 2014年7月3日

島根大学職員組合広報部

内線 (9)2198, ダイヤルイン 0852-32-6407

E-mail union-s@sula0043.soc.shimane-u.ac.jp

<http://sula0043.soc.shimane-u.ac.jp/kumiai/kumiai.html>

6月19日団体交渉が行われました

◆準備不足の大学側の回答

今回は島根県労働委員会のおっせんを受け、前回の交渉(5月19日)での学長による謝罪、おっせん合意書の確認の後の代替措置や緩和措置などについての提案を受ける場を設けたものでした。

交渉のポイントはこれらの措置に対する誠意ある回答を受けることでしたが、まだ、当局は準備不足でした。

合意書の「代償措置についてひき続いて真摯に協議する」の実施は結論的には先送りになりました。事前に人事労務課へ、今回の交渉で回答が示されることの必要性を説明しているにもかかわらず、その対応は不十分であったといえます。出費がかさんでいるという言い訳が塩飽理事からなされましたが、「経営協議会、教育研究評議会等我々が責任を持って議論し、組合にその結果をお話ししながら代替措置を決めていく」というのが現段階での結論のようです。

◆代替措置の内容と計画性について

組合としては、代替措置の内容と計画性について明確に返答を求めています。

理事のいいわけでは、「経営協議会と教育研究評議会、学部長懇談会を予定して代替措置の財源と合わせてお話ししようと思う」との返答でした。「これについて8月か9月に提案できる。学長にも了解を得ているので、私と辻理事で進める」との返答です。

組合は今月から新役員となりましたが、引き続き具体的改善策が出されるよう執行部にその具体案を求めていきます。

◆理事の今の考え

理事からは「手当は今後のこともあるので、個々に事務職と教員でどうかも考えないといけないが、何らかの形で金銭的な代替措置を一つは考えている。二つ目は55歳以上の方への特別休暇と、今メンタルとか心筋梗塞とかで休んでいるかたもあるので、健康管理に関してのカウンセラーの配置の三つで考えたい」という、まだ実現性のない回答でした。これについても、組合は厳しく追及していきます。組合としては、代替措置のバランスが重要と考えており、一時金とかボーナス上乗せを基本にと要求しています。

<裏面へ>

◆大学運営について

学校教育法と国立大学法人法の改正が審議されており(現在では国会で決議されましたが)、これは教授会自治、さらには大学自治を崩壊させてしまうものであるため反対であることを強く伝えました。理事は長々とガバナンスについての説明を続けたうえで、「学長選考会議において学長の業績評価を厳しく」という発言がありましたが、それは裏を返せば、意に合う学長の選考とも考えられます。情勢がどのように進むのか注視していく必要があります。

組合からは、教授会の果たす役割は非常に大きく、執行部がすべてのアイデアを作り出すことは不可能であり、構成員の各部局を代表する教授会がそうことをしっかり議論して大学の運営にかかわっていないと、島根大学は崩壊してしまうことを強調しました。大学で今必要なことは十分な審議と合意形成であることを繰り返しました。

また、交渉で確認したことを記録として残すこと(交渉記録)についても同意してもらっています。

交渉の記録は、[くみあい HP](#)> 組合員のページ にあります。